

保護者の皆様

認定こども園 古町幼稚園  
園長 大林和子

## 登園自粛延長のお知らせ

初秋の候、皆様におかれましてご健勝のことと存じます。また、登園自粛のご協力ありがとうございます。

さて、メールシステムでもお伝えしましたように、「まん延防止等重点措置」の期間延長により、登園自粛の期間も 9/13～9/30 まで延長することになりました。

つきましては、下記の表に自粛が可能な日に○をつけ連絡袋に入れ担任までご提出ください。自粛で登園されない方は、メールシステム又は電話で自粛が可能な日を知らせてください。 なお、給食数の把握と職員配置のため全員回答をお願いいたします。 (できるだけ早く下表のご提出又は連絡をお願いいたします)



- Q. 登園自粛した場合保育料や給食費はどうなるの？  
A. 後日、欠席日数に応じて減額いたします。

<控え> ※自粛が可能な日に○を記入してください

9/13 (月)	9/14 (火)	9/15 (水)	9/16 (木)	9/17 (金)	9/18 (土)
9/20 (月)	9/21 (火)	9/22 (水)	9/23 (木)	9/24 (金)	9/25 (土)
祝日			祝日		
9/27 (月)	9/28 (火)	9/29 (水)	9/30 (木)		



新型コロナ登園自粛届け ( ) くり ( )

<提出用> ※自粛が可能な日に○を記入してください

9/13 (月)	9/14 (火)	9/15 (水)	9/16 (木)	9/17 (金)	9/18 (土)
9/20 (月)	9/21 (火)	9/22 (水)	9/23 (木)	9/24 (金)	9/25 (土)
祝日			祝日		
9/27 (月)	9/28 (火)	9/29 (水)	9/30 (木)		

保護者各位  
(熊本市に在住の方)

熊本市長 大西 一史  
(保育幼稚園課扱い)  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請について(期間延長)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市での新規感染者数は減少傾向にありますが、若年層の感染は多い状況が継続しており、感染を増加に転じさせないよう対策の強化を一定期間継続させる必要があると考えております。

つきましては、令和3年(2021年)9月9日付で政府による「まん延防止等重点措置」が更に延長されたことに伴い、保育所等への登園自粛要請期間を9月30日まで延長することといたしました。また、子どもや保護者の皆様の健康を守るため、御家庭で保育が可能な方におかれましては、可能な限り登園を控えていただくよう重ねてお願いいたします。

なお、利用者負担額等の取扱いについては、以下のとおりとなります。

- 1 登園自粛要請の対象者について  
家庭で保育が可能な方
- 2 登園自粛要請の期間について  
令和3年(2021年)9月30日(木)まで延長します。  
※ただし、感染状況により変更となる場合は、改めて通知を行います。
- 3 利用者負担額(保育料)について  
登園自粛要請期間中について、月ごとの登園日数に応じて日割り計算を行います。
- 4 在園資格の取扱いについて
  - (1) 通常、1月すべて欠席をした場合、在園児の在園資格は、取り消されますが、登園自粛期間中については取り消しません。
  - (2) 通常、就労開始予定日を超えて就労しなかった場合は、在園資格が取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。
  - (3) 通常、育児休業を終了し復職予定日を超えて復職しなかった場合は、在園資格は取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。

【担当】熊本市保育幼稚園課

Tel: 096-328-2568

保幼発第535号  
令和3年(2021年)9月10日

事業主 様

熊本市長 大西 一史  
(保育幼稚園課 扱い)  
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。  
保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

さて、本市での新規感染者数は減少傾向にありますが、若年層の感染は多い状況が継続しており、医療提供体制への負荷が続いておりますことや、令和3年(2021年)9月9日付で政府による「まん延防止等重点措置」が更に延長されたことから、感染を増加に転じさせないよう対策の強化を一定期間継続させる必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、保育所等への登園自粛要請期間を9月30日まで延長することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省は、小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するため、令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開し、令和3年(2021年)8月1日以降12月31日までに有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を支援する予定と公表されております。



厚生労働省ホームページ

問い合わせ先  
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課  
電話：096-328-2568